

環境ガイドライン改訂に伴う FAQ の変更及び追加について(NEXI)

1. 既存の変更 FAQ の変更について

No.	分類	現行 NEXI 環境ガイドライン FAQ	NEXI 環境ガイドライン FAQ(変更案)	備考
1.1	4.カテゴリ分類	<p>Q13. NEXI は、「追加設備投資を伴わない権益取得案件」であれば自動的に「カテゴリ C」案件に分類するのでしょうか。</p> <p>A13. スクリーニングフォーム及び輸出者等へのヒアリングを通じ、「影響を及ぼしやすい特性」や「影響を受けやすい地域」に該当しないこと、既に行われているプロジェクトが現地住民より強い苦情等受けていないこと等の要因も確認(ネガティブ・チェック)した上で、追加設備投資を伴わない権益取得であるとの性格から、新たな環境影響は生じない(又は極めて小さい)との判断の下、「カテゴリ C」と分類することになります。</p>	変更無し	項番 4
1.2	5.環境レビュー	<p>Q17. 日本貿易保険の環境ガイドラインにおいて、環境社会配慮に関して参照される国際的基準やグッドプラクティスとはどのようなものですか。</p> <p>A17. 環境社会配慮に関して参照される国際的基準やグッドプラクティスについて、日本貿易保険の環境ガイドラインでは、「他の国際金融機関が定めた基準、その他の国際的に認知された基準、日本等の先進国が定めている基準又はグッドプラクティス等をベンチマークとして参照する」と包括的に記述してあり、参照すべき基準、グッドプラクティスは多数あり、すべてを列挙することは困難であります、具体的に参照するものの例としては、次のようなものが考えられます。</p> <p>1. 汚染対策</p> <p>1. 我が国、米国等の規制値</p> <p>2. マルポール条約、等</p> <p>2. 自然環境</p> <p>1. 世界遺産条約</p> <p>2. ラムサール条約</p> <p>3. ワシントン条約</p> <p>4. 国際自然保護連合(IUCN)のレッドリスト、等</p> <p>3. 社会環境</p> <p>1. 世界遺産条約</p>	<p>Q. 日本貿易保険の環境ガイドラインにおいて、環境社会配慮に関して参照される国際的基準やグッドプラクティスとはどのようなものですか。</p> <p>A. 環境社会配慮に関して参照される国際的基準やグッドプラクティスについて、日本貿易保険の環境ガイドラインでは、「他の国際金融機関が定めた基準、その他の国際的に認知された基準、日本等の先進国が定めている基準又はグッドプラクティス等をベンチマークとして参照する」と包括的に記述してあり、参照すべき基準、グッドプラクティスは多数あり、すべてを列挙することは困難であります、具体的に参照するものの例としては、次のようなものが考えられます。</p> <p>1. 汚染対策</p> <p>・我が国、米国等の規制値</p> <p>・マルポール条約、等</p> <p>2. 自然環境</p> <p>・世界遺産条約</p> <p>・ラムサール条約</p> <p>・ワシントン条約</p> <p>・国際自然保護連合(IUCN)のレッドリスト、等</p> <p>3. 社会環境</p> <p>・世界遺産条約</p> <p>4. 特定セクター</p> <p>・原子力安全条約及び IAEA 基準の関連部分</p> <p>・世界ダム委員会レポート 等</p>	項番 2

No.	分類	現行 NEXI 環境ガイドライン FAQ	NEXI 環境ガイドライン FAQ(変更案)	備考
1.3	5.環境レビュー	<p>Q26. 日本貿易保険の環境ガイドライン別紙 1 において、「プロジェクトは、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない」とありますが、重要な自然生息地または重要な森林とはどのようなものですか。また、著しい転換、著しい劣化とはどのようなものですか。</p> <p>A26. 世銀セーフガードポリシーの定義(OP4.04 Annex A, OP4.36 AnnexA)を踏まえ、重要な自然生息地の例としては以下のようなものがあり得ると考えられます。また、重要な森林は重要な自然生息地と認められた森林地域をいうものと認識しています。</p> <p>重要な自然生息地</p> <p>(1) 既存の保護区及び政府から公的に保護区として提案された地域、伝統的な地域コミュニティが政府の指定に先んじて保護区と受け止める地域及びこれら地域を保護区足らしめるに不可欠な地域。</p> <p>(2) 上記(1)項で規定する地域外の類例として、例えば、保護すべきと伝統的な地域コミュニティが受け止める地域、生物多様性保全に極めて適するとされる地域並びに希少種、危急種、移動種及び絶滅危惧種にとって重要な地域。</p> <p>また、世界銀行のセーフガードポリシーの定義(OP4.04 Annex A, OP4.36 AnnexA)を踏まえ、著しい転換、著しい劣化の考え方については、以下のように認識しております。</p> <p>著しい転換</p> <p>重要な自然生息地足らしめる状態が、完全に消滅又は著しく減少すること。</p> <p>著しい劣化</p> <p>重要な自然生息地としての種の保全機能が、著しく減少すること。</p>	<p>Q. 日本貿易保険の環境ガイドライン別紙 1(6)において、「<u>重要な自然生息地(重要な森林を含む)</u>」「<u>自然生息地(天然林を含む)</u>」という表現がありますが、<u>どういった地域を指すのでしょうか。</u>また、著しい転換、著しい劣化とはどのようなものですか。</p> <p>A. 「<u>重要な自然生息地(重要な森林を含む)</u>」「<u>自然生息地(天然林を含む)</u>」については、<u>適合を確認する国際基準を踏まえ、以下のようなものがあり得ると考えられます。</u></p> <p>【世界銀行のセーフガードポリシー(OP4.04 Annex A, OP4.36 AnnexA)参照】</p> <p>①重要な自然生息地(重要な森林を含む)</p> <p>(1) 既存の保護区及び政府から公的に保護区として提案された地域、伝統的な地域コミュニティが政府の指定に先んじて保護区と受け止める地域及びこれら地域を保護区足らしめるに不可欠な地域。</p> <p>(2) 上記(1)項で規定する地域外の類例として、例えば、保護すべきと伝統的な地域コミュニティが受け止める地域、生物多様性保全に極めて適するとされる地域並びに希少種、危急種、移動種及び絶滅危惧種にとって重要な地域。</p> <p>③重要な森林は上記の重要な自然生息地の条件を満たしている森林</p> <p>②自然生息地(天然林を含む)</p> <p>(1)<u>生態系の生物群集が主に在来動植物により構成されており、人間の活動によって当該区域の主たる生態系機能が本質的に変化していない、陸域もしくは水域</u></p> <p>(2)<u>天然林は、上記の自然生息地の条件を満たす森林地およびそれに伴う水路</u></p> <p>【IFC のパフォーマンススタンダード 6 (パラグラフ 13、16)参照】</p> <p>①重要な自然生息地(重要な森林を含む)</p> <p><u>生物多様性の価値が高い地域であり、以下の生息地を含む地域になります。</u></p> <p>(1)<u>絶滅寸前種(Critically Endangered Species)や絶滅危惧種(Endangered Species)にとって特別に重要な生息地</u></p> <p>(2)<u>固有種、生息地限定種にとって特別に重要な生息地</u></p> <p>(3)<u>移動性種や群れを成す種の世界的に重要な集まりを支える生息地</u></p> <p>(4)<u>重大な危機に瀕し、他に類のない生態系</u></p> <p>(5)<u>重要な進化の過程に関わる地域</u></p> <p>②自然生息地(天然林を含む)</p> <p>(1)<u>主に土着の動植物の生物群によって形成される地域</u></p> <p>(2)<u>人間の活動がその地域の主要な生態系機能や種の構成を本質的には変えていない地域</u></p> <p>また、著しい転換、著しい劣化の考え方については、<u>適合を確認する国際基準を踏まえ、以下のように認識しております。</u></p> <p>【世界銀行のセーフガードポリシー(OP4.04 Annex A)参照】</p> <p>①著しい転換</p> <p><u>土地または水の利用によってもたらされた、長年に渡る大きな変化による、生息地(重要な自然生息地またはその他の自然生息地)の健全性の消失あるいは著しい減少</u></p>	項番 38

No.	分類	現行 NEXI 環境ガイドライン FAQ	NEXI 環境ガイドライン FAQ(変更案)	備考
			<p>②著しい劣化 在来種の存続可能な個体数を維持するための生息地の能力が大幅に低下する転換</p> <p>【IFC のパフォーマンススタンダード 6 (脚注 7) 参照】</p> <p>①著しい転換または劣化 (1)土地または水の利用によってもたらされた、長期に渡る大きな変化による、生息地の健全性の消失あるいは著しい減少 (2)在来種の存続可能な個体数を維持するための生息地の能力が大幅に最小化する転換</p>	
1.4	5.環境レビュー	<p>Q28. 日本貿易保険の環境ガイドライン別紙 1 において「住民移転計画には、世界銀行のセーフガードポリシーの OP4.12 AnnexA に規定される内容が含まれることが望ましい」とありますが、OP4.12 Annex A に規定される内容とはどのようなものですか。</p> <p>A28. OP4.12 AnnexA は、以下の HP アドレスに掲載されておりますので、ご確認下さい。 http://web.worldbank.org:80/WBSITE/EXTERNAL/PROJECTS/EXTPOLICIES/EXTOPMANUAL/0,,contentMDK:20066696~menuPK:4564185~pagePK:64709096~piPK:64709108~theSitePK:502184,00.html</p> <p>なお、OP4.12 AnnexA の主要な項目は、以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 移転に係る社会経済調査の結果 － 移転対象者の定義及び補償・支援の受給資格 － 損失価額の算定方法及び損失の補償方法 － 補償及び支援の具体的内容 － 移転先に用意される住宅、インフラ、公共施設 － 移転住民及び移転先コミュニティの移転プロセスへの参加 － 苦情処理メカニズム － 実施スケジュール － 費用見積もり及び予算計画 － モニタリング及び事後評価の概要 	<p>Q. 日本貿易保険の環境ガイドライン別紙 1(7)において「住民移転計画には、<u>適合を確認する国際金融機関の基準で求められる</u> 内容が含まれることが望ましい」とありますが、<u>具体的にはどの基準で求められている内容になりますか。</u></p> <p>A. <u>世界銀行のセーフガードポリシーへの適合を確認する場合は OP4.12 Annex A、IFC のパフォーマンススタンダードへの適合を確認する場合はガイダンスノート(注)5 Annex A において求められる内容を指します。具体的には、世界銀行のウェブサイト及び IFC のウェブサイトをご確認下さい。</u></p> <p><u>(注)IFC パフォーマンススタンダードに適合するためのガイダンス</u></p> <p>なお、OP4.12 AnnexA の主要な項目は、以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移転に係る社会経済調査の結果 ・ 移転対象者の定義及び補償・支援の受給資格 ・ 損失価額の算定方法及び損失の補償方法 ・ 補償及び支援の具体的内容 ・ 移転先に用意される住宅、インフラ、公共施設 ・ 移転住民及び移転先コミュニティの移転プロセスへの参加 ・ 苦情処理メカニズム ・ 実施スケジュール ・ 費用見積もり及び予算計画 ・ モニタリング及び事後評価の概要 <p><u>IFC ガイダンスノート 5 Annex A においても概ね同様の項目が記載されております。</u></p>	
1.5	5.環境レビュー	<p>Q29. 日本貿易保険の環境ガイドライン別紙 1 において「先住民族計画には、世界銀行のセーフガードポリシーの OP4.10AnnexB に規定される内容が含まれることが望ましい」とありますが、OP4.10Annex B に規定される内容とはどのようなものですか。</p> <p>A29. OP4.10 AnnexB は、以下の HP アドレスに掲載されておりますので、ご確認下さい。 http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/PROJECTS/EXTPOLICIES/EXTOPMANUAL/0,,contentMDK:20564712~menuPK:4564185~pagePK:64709096~piPK:64709108~theSitePK:502184,00.html</p> <p>なお、OP4.10 Annex B の主要な項目は、以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 先住民族に係る社会的アセスメントの要旨 	<p>Q. 日本貿易保険の環境ガイドライン別紙 1(8)において「先住民族計画には、<u>適合を確認する国際金融機関の基準で求められる</u> 内容が含まれることが望ましい」とありますが、<u>具体的にはどの基準で求められている内容になりますか。</u></p> <p>A. <u>世界銀行のセーフガードポリシーへの適合を確認する場合は OP4.10 Annex B、IFC のパフォーマンススタンダードへの適合を確認する場合はガイダンスノート(注)7 AnnexA において求められる内容を指します。具体的には、世界銀行のウェブサイト及び IFC のウェブサイトをご確認下さい。</u></p> <p><u>(注)IFC パフォーマンススタンダードに適合するためのガイダンス</u></p> <p>なお、OP4.10 Annex B の主要な項目は、以下の通りです。</p>	

No.	分類	現行 NEXI 環境ガイドライン FAQ	NEXI 環境ガイドライン FAQ(変更案)	備考
		<ul style="list-style-type: none"> － プロジェクトに係る情報が提供された上での先住民族との事前の自由な協議結果の要旨 － 先住民族が文化的に適切な社会経済的便益を享受することを保証する方策 － 先住民族に対する負の潜在的影響を回避、最小化、緩和あるいは補償する適切な方策 － 費用見積もり及び予算計画 － 苦情処理メカニズム － モニタリング及び事後評価の概要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先住民族に係る社会的アセスメントの要旨 ・ プロジェクトに係る情報が提供された上での先住民族との事前の自由な協議結果の要旨 ・ 先住民族が文化的に適切な社会経済的便益を享受することを保証する方策 ・ 先住民族に対する負の潜在的影響を回避、最小化、緩和あるいは補償する適切な方策 ・ 費用見積もり及び予算計画 ・ 苦情処理メカニズム ・ モニタリング及び事後評価の概要 <p>IFC ガイダンスノート 7 Annex A においても概ね同様の項目が記載されております。</p>	

2. 新しく追加する FAQ について

No.		NEXI 環境ガイドライン FAQ(追加案)	備考
2.1	5.環境レビュー	<p>Q. 日本貿易保険の環境ガイドライン 3.(3)の「OECD 多国籍企業行動指針における我が国の連絡窓口」とはどこになりますか。</p> <p>A.日本の連絡窓口は以下のとおりになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外務省経済局 OECD 室 ・ 厚生労働省大臣官房国際課 ・ 経済産業省貿易経済協力局貿易振興課 	項番 22
2.2	4.カテゴリ分類	<p>Q.カテゴリ分類の際に考慮する「影響を受けやすい地域」に関し、日本貿易保険の環境ガイドライン 3.(2)の「影響を受けやすい地域」の「自然環境」において「国内法、国際条約等において保護が必要とされる貴重種の生息地」と記載ありますが、国際機関が定めている基準についてもこの「国際条約等」に含まれますか。</p> <p>A.「影響を受けやすい地域」に規定している「国際条約等」には国際機関が定める基準全てが含まれるわけではありませんが、IUCN の Red List of Threatened Species 等、世銀や IFC が参照する基準については、考慮しつつカテゴリ分類していくことになります。</p>	項番 39
2.3	6.意志決定	<p>Q. 日本貿易保険の環境ガイドライン 4.ただし書に、「案件の性質上、例外的に、内諾の可否等の意思決定が必要な時点で環境レビューに必要な文書入手しえない場合、意思決定後に環境レビューを行うことを前提に、意志決定を行う場合がある」とありますが、この規定は具体的にはどのような場合に、どういった手続きで適用されることになりますか。</p> <p>A.該当する案件の事例としては、資源開発プロジェクトの初期段階における権益取得案件が想定されます。</p> <p>この場合、輸出者等からの情報を基に、実施が予定されるプロジェクトについてカテゴリ分類を行った上で、カテゴリ A または B に分類された場合には、以下のプロセスにて環境社会配慮の確認を行っていきます。</p> <p>【意思決定前】</p> <p>環境レビューを行うのに十分な資料は入手できませんが、輸出者等を通じ得られた情報を基に、可能な範囲で、プロジェクト実施者の環境社会配慮の実施体制等について確認を行っていきます。確認に用いた情報については、商業上の秘密にも配慮しつつ、<u>スクリーニングフォームに記載される情報の他</u>、可能な範囲で公開を行っていきます。</p> <p>また、暫定的ではありますが、実施した確認の結果は、保険契約締結後すみやかにウェブサイト上で公開します。</p> <p>なお、プロジェクトの開発等が行われる前に、下記に示す環境レビューを行うことを環境特約等で明記する考えです。</p> <p>【意思決定後】</p> <p>環境社会影響評価報告書(ESIA)等環境レビューに必要な文書を手に入れたところで、通常通りの環境レビューを実施していきます。なお、環境レビューで用いた ESIA や環境レビュー結果については、通常どおりウェブサイトにて公開します。</p> <p>また、上記環境レビューにおいて適切な環境社会配慮を確認できなかった場合には、環境特約等に基づき、内諾を取消す、また、保険契約締結後においては、保険契約を解除することとなります。</p>	項番 6

No.		NEXI 環境ガイドライン FAQ(追加案)	備考
2.4	5.環境レビュー	<p>Q. 日本貿易保険の環境ガイドライン 別紙 1(3)「不可分一体の施設」とありますが、どのような施設を指しますか。</p> <p>A. 不可分一体の施設とは、OECD コモンアプローチに規定されている「associated facilities」と同義になります。</p> <p>この不可分一体の施設は、プロジェクトの一部を構成する施設ではないものの、プロジェクトがなければ建設または拡張されなかったものであり、かつプロジェクトの実施に不可欠な施設を指します。</p> <p>なお、この不可分一体の施設は、プロジェクト実施者によって所有、管理、運営等される施設に限られるものではありません。ないため、また、この不可分一体の施設の環境レビューにおいては、<u>同施設の建設される時期や立地も考慮しつつ、合理的と考えられるな範囲内</u>において、レビューを実施することになります。</p>	項番 19
2.5	5.環境レビュー	<p>Q. 日本貿易保険の環境ガイドライン 別紙 1(8)は、プロジェクトが先住民族の諸権利に影響を及ぼす場合、先住民族との「十分な情報が提供された上での自由な事前の合意」を求めていますとありますが、どのような手続きや合意が求められますか。</p> <p>A. <u>プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、当該先住民族との間で、通常の地域住民と同様、情報が公開された上での十分な協議や参加の手続を経ることが求められます</u>(環境ガイドライン別紙 1 では、(5)に規定しています)。一方、先住民族がその土地や資源に関して有する諸権利については、その脆弱性に鑑み、このような通常の手続に加えて、「十分な情報が提供された上での自由な事前の合意」(Free, Prior, and Informed Consent (FPIC))を求めているものです。</p> <p><u>FPIC は、普遍的に受け入れられた定義がある表現ではありませんが、通常の協議や参加の手続に加え、事業者と先住民族の影響を受けるコミュニティ間での誠実な交渉を通じて構築されていくものと考えています。もっとも、ここにいう「事前の合意」とは、必ずしも全員の合意を必要とするものではなく、例えコミュニティの中での個人やグループが明示的に反対している場合であっても達成されるものであると考えています。この考え方は、IFC のパフォーマンススタンダード 7 のパラグラフ 12 における FPIC の解釈に沿うものと考えております。</u></p> <p>なお、この「事前の合意」が求められるのは、<u>環境ガイドラインに記載されている通り、FPIC が求められるのは、以下のように、プロジェクトにより先住民族固有の権利等に影響がおよぶ場合です。</u>になります。なお、IFC のパフォーマンススタンダード 7 においてはパラグラフ 13～17 で、以下のようなケースが対象になると規定されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>伝統的に所有権され、または慣習的に利用されてきたに関わる土地にプロジェクトが立地し、またそのような土地の天然・自然の資源を商業的に開発する場合で、かつ負の影響が想定される</u>の利用に影響がある場合 ・<u>先住民族が共同で保有する上記の土地・天然・自然の資源から先住民族を移動させる場合</u> ・<u>先住民族にとって重要な文化的遺産に重大な影響がある場合</u> <p>なお、この考え方は、IFC のパフォーマンススタンダード 7 における FPIC の解釈に沿うものであり、世銀のセーフガードポリシーも同様の方向で改訂が検討されているものと理解しております。</p>	項番 26
2.6	8.情報公開	<p>Q. 日本貿易保険の環境ガイドライン 6.において「輸出者等を通じたプロジェクト実施者への働きかけにより、一層の情報公開の実現に努める」とありますが、具体的にどのような情報の公開に努めるのですか。</p> <p>A. プロジェクトの環境社会配慮面全般に関し情報公開を促していく考えであり、環境社会影響評価報告書が現地語で作成されている場合に別途作成された日本語訳・英語訳やプロジェクト実施者が実施したモニタリング結果についても、これに含まれると考えています。</p>	項番 8、16
2.7	5.環境レビュー	<p>Q. 日本貿易保険の環境ガイドライン別紙 2 において「環境社会影響評価報告書には、コモンアプローチに規定される事項が記述されていることが望ましい」とされていますが、コモンアプローチのどの部分に規定されている内容ですか。</p> <p>A. 環境社会影響評価報告書に記述されることが望ましい内容は、コモンアプローチの Annex II に規定されています。</p>	項番 36
2.8	5.環境レビュー(削除)	<p>Q. プロジェクト実施にあたり環境社会影響評価報告書が作成されないプロジェクトについては、どのように環境レビューを行っていますか。</p> <p>A. 一部のプロジェクトにおいては、プロジェクト実施にあたり環境社会影響評価報告書が作成されないことがあります。その場合は、例外的な方法として、環境社会影響評価報告書に代替する資料を基に環境レビューを行っています。なお、この場合の環境レビューにおいても環境社会影響評価報告書を用いて行う環境レビューと同水準の確認を行うことに変わりはありません。</p> <p>また、その際の情報公開においては、環境社会影響評価報告書の代わり用いた代替資料につき、商業上の秘密に配慮しながら、公開しております。</p>	項番 9
2.9	5.環境レビュー	<p>Q. 環境ガイドライン別紙 1(3)において「地域社会の衛生・安全・保安」が検討する影響のスコープの一つに挙げられていますが、その中でも警備要員の利用についてどのような確認を行っていますか。</p> <p>A. 警備要員の利用については、チェックリスト上「プロジェクトに関係する警備要員が、プロジェクト関係者・地域住民の安全を侵害することのないよう、適切な措置が講じられるか」という点を</p>	項番 21

No.	NEXI 環境ガイドライン FAQ(追加案)	備考
	<p><u>確認事項として挙げております。</u></p> <p><u>IFC のパフォーマンススタンダード 4 は、より具体的に、事業者が以下の事項について適切に対応することを求めており、世銀のセーフガードポリシーも同様の方向で改訂が検討されているものと理解しています。</u></p> <p><u>①事業者が自ら警備要員を配備する場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"><u>・警備体制によって、プロジェクト内外の人々にもたらされるリスクの評価</u><u>・警備体制を構築するにあたり、警備要員の雇用、行動規範、訓練、装備、モニタリングに関する国際的に妥当な実務や、適用される法律の遵守</u><u>・警備を行う者が過去に虐待に関与していないかを合理的な範囲で調査し、武力の使用と労働者及び影響を受けるコミュニティに対する適切な行動について十分な訓練を行い、また適用される法律の範囲内での行動を求める</u><u>・影響を受けるコミュニティが、警備体制と警備要員の行為に関し懸念を表明できる苦情処理メカニズムの整備</u> <p><u>②政府の警備要員が配備される場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"><u>・警備要員が上記に沿った行動を取るよう努める。</u><u>・政府に対し、安全上の懸念が生じない限り、警備体制に係る情報公開が行われるよう働きかける。</u>	